

# グループホーム RU・RU・RU 利用契約書

入居者とグループホームRU・RU・RU（以下「当事業所」という）におけるサービスの利用に関して、次のとおり利用契約を締結します。

## （契約の目的）

第1条 当事業所は、介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という）を提供し、一方、入居者及び入居者の身元を保証する者（以下「保証人」という。）は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本契約の目的とします。

## （契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、契約日より要介護（要支援2）認定有効期間の満了日とします。但し、契約期間満了日以前に入居者が要介護（要支援2）区分の変更の認定を受け、要介護（要支援2）認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護（要支援2）認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 契約期間満了日の30日前までに、入居者又は保証人から申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 保証人に変更があった場合は、新たに契約をかわすこととします。

## （保証人）

第3条 当事業所は入居者に対して保証人を定めることを求めることとします。但し、入居者に保証人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

- 2 保証人は、本契約に基づく入居者の当事業所に対する債務について連帯債務者となると共に、事業所が必要と認めたときはこれに応じて当事業所と協議し、身上監護に関する決定、入居者の身柄の引き取り、残置財産・遺留金品の引き取り等を行うことに責任を負います。連帯保証額の上限は80万円とします。

## （利用料金）

第4条 入居者及び保証人は、連帯して、当事業所に対し、本契約に基づく介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金表をもとに計算された月ごとの合計額及び入居者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。なお、介護保険法その他の関係法令の変更、要介護（要支援）度の変更その他の理由により、介護報酬の入居者負担分、実費分の変更が生じた場合には、変更後の料金を請求することができるものとします。

- 2 当事業所は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月作成し、その後、入居者又は保証人の住所に郵送いたします。入居者及び保証人は、当該合計額を支払うものとします。支払いの方法は、指定日に入居者又は保証人が指定する口座より引き落としさせていただきます。なお、口座引き落とし完了までに数ヶ月かかるため、初回は、まとめて引き落としさせていただきます。
- 3 当事業所は、入居者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入居者又は保証人に対して領収書を発行します。なお、領収書の再発行はいたしません。また、介護保険制度上の関係で、支払い後に請求金額の変更を行う場合があります。

## （介護サービス計画）

第5条 当事業所は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該

- 目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護サービス計画を作成します。
- 2 当事業所は、介護サービス計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護サービス計画の変更をします。
  - 3 入居者及び保証人は、当事業所に対し、いつでも介護サービス計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、当事業所は、明らかに変更の必要がないとき及び入居者または保証人の不利益となる場合を除き、入居者の希望に沿うように介護サービス計画の変更を行います。
  - 4 当事業所は、介護サービス計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護サービス計画を入居者及び保証人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

(サービスの内容及びその提供)

- 第6条 当事業所は、入居者に対して、前条により作成される介護サービス計画に基づき各種サービスを提供します。
- 2 当事業所は入居者に対し、利用開始後の介護サービス計画が作成されるまでの間、入居者がある状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、適切な各種サービスを提供します。

(記録)

- 第7条 当事業所は、入居者の介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 当事業所は、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人及びその他の者に対しては、入居者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。必要時は、実費負担にて写しを交付します。

(事業所からの解除)

- 第8条 当事業所は、入居者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約を解除・終了することができます。
- ① 入居者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
  - ② 入居者が死亡した場合
  - ③ 入居者及び保証人が、本契約に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
  - ④ 入居者が医療機関や他の介護施設へ入院・入所になったとき  
ただし、入居者及び保証人と事業所の協議の上、居室確保(居室料・光熱水費支払い)に合意したときは本契約を1ヶ月間のみ継続することができます。
  - ⑤ 入居者の病状、心身状態等が悪化し、事業所内での生活が困難となった場合
  - ⑥ 入居者が、当事業所又は他の入居者等に対して、当事業所内での利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為等を行った場合
  - ⑦ 天災、災害、建物・設備の故障その他やむを得ない理由により運営不可能となった場合

(身体の拘束等)

- 第9条 当事業所は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は協力医療機関の医師が判断し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合、当事業所の従業者は、その容態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第10条 当事業所は、業務上知り得た入居者及び保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次

の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
  - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
  - ③ 入居者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
  - ④ 入居者の病状の急変が生じた場合等の協力医療（歯科）機関への連絡等。
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### （緊急時の対応）

- 第11条 当事業所は、入居者が病気又は負傷等により検査や治療が必要と認める場合、協力医療（歯科）機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当事業所は、入居者に健康上の急変又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介し、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
  - 3 前2項のほか、入居者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、保証人に対し、緊急に連絡します。その場合、連絡を受けた者は、すみやかに対応していただきます。

#### （要望又は苦情等の申出）

- 第12条 入居者及び保証人は、当事業所が提供する介護サービス等に対しての要望又は苦情等について、いつでも申し立てすることができます。その場合、当事業所は迅速かつ確実に必要な対応を行います。
- 2 当事業所は、入居者及び保証人が要望又は苦情等の申し立てを行った場合、これを理由として入居者に対して不利益な取り扱いをすることはできません。

#### （賠償責任）

- 第13条 当事業所は介護サービスの提供にあたって、当事業所の責に帰すべき事由があり、入居者が損害を被った場合、入居者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 入居者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、入居者及び保証人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

#### （利用契約に定めのない事項）

- 第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入居者及び保証人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。